



監 第 264 号
令和 6 年 3 月 1 日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 随 時 監 査
- 2 監 査 対 象 さくらんぼ観光課
- 3 監 査 着 眼 点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。（諸規程の整備、総会等の運営、事務体制）
- 4 監 査 実 施 月 日 令和6年2月22日
- 5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監 査 の 結 果 良好と認められた。



監 第 271 号

令和6年3月11日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 随 時 監 査

2 監 査 対 象 上 下 水 道 課

3 監 査 着 眼 点

(1)現金預金等が適正に管理されているか。

(2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。

(3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。

(4)チェック体制が適正に機能しているか。

(5)文書等が適正に処理・保管されているか。

(6)団体の運営状況は適正か。（諸規程の整備、総会等の運営、事務体制）

4 監 査 実 施 月 日 令和6年3月6日

5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局

6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)

7 監 査 の 結 果 良好と認められた。